

公益社団法人日本バイアスロン連盟旅費規程別表

		渡航費	滞在費（海外）	旅費（国内）			雑役務費	その他諸費	
				交 通 費	宿 泊 費（室料）	旅行雑費			
JOC（日本オリンピック委員会） 選手強化事業	役員・強化スタッフ・選手・通訳	《航空運賃》 出発空港・到着空港間のエコノミー往復料金、海外空港税、航空保険料、査証代、査証取得手数料、超過手荷物料金及び発券手数、料国内空港施設利用料《海外交通費》海外の電車・バス・タクシー代	宿泊費@20,000（上限額）×宿泊日数 日当@ 5,000(上限額）×日数(機中泊含む) * 特に必要があると認める場合には上記に定める額を適用せずに実費を対象経費とする。	《鉄道利用の場合》 居住地最寄駅・会場地最寄駅間の経済的な通常の経路及び方法により計算した 1)運賃 2)急行料金 3)特急料金・新幹線料金の合計額 * 特別車両（グリーン車等）に係る料金は対象外 《航空機等利用の場合》実費（割引適用期間については割引料金）、超過手荷物料金 《タクシー利用の場合》必要その他やむを得ない場合のみ対象 《車利用の場合》車賃；定額（旅行1kmにつき37円を上限）、道路通行料金、駐車場代	@12,000（上限額）×宿泊日数 * 特に必要があると認める場合には上記に定める額を適用せずに実費を対象経費とする。	《強化スタッフ（コーチ・トレーナー・管理栄養士・看護師・スポーツドクター・支援スタッフ）、招聘コーチ、帯同審判、通訳》 @2,000(上限額)×日数 《選手》 @1,000(上限額)×日数 * 実働日並びに移動日が対象 * 雑役務費（管理栄養費）等で助成対象経費として昼食が別途支給される場合には、1／2の額を上限とする。	《雑役務費》 ・振込手数料 ・会場設営等請負経費 ・アスリートチェック検査・予防接種 ・クリーニング代(競技用ユニフォームのみ) ・翻訳《管理栄養費 @6,000(上限額)×日数	《借料及び損料》 ・競技施設・バス・トラック・レンタカー(ガソリン代等移動にかかる経費を含む。)・会議室(研修室) ※団体の構成員のみの会議は除く・用器具・Wi-Fi（国内外共に対象） ・エントリーフィー等 ・海外旅行保険料・傷害保険料 《スポーツ用具費》 ・競技用具・飲料(水分補給用) ・物品（テーピング等）・医薬品・ユニフォーム類・ビブス、ゼッケン等・競技会運営用品 * 原則として助成対象経費の合計額に30%を乗じた額を上限	《消耗品費》 ・競技に関わる消耗品の購入実費 ・用器具(@50,000未満) 《通信運搬費》 ・荷物運搬費 * 目的、送付先、送付物の内容等の明細が確認でき、かつ事業の実施に必要なものに限る 《保険料》 ・海外旅行保険料・傷害保険料
	コーチ派遣								
	海外優秀コーチ								
JSC（日本スポーツ振興センター） くじ・基金助成事業 APW 委託事業		現に支払った旅客運賃 ※実費支弁、特別料金対象外	現に支払った旅客運賃、 上限1泊20,000円 ※実費支弁、特別料金対象外	上記と同様	1泊につき上限12,000円	定額 コーチ等 @2,000(上限額)×日数 選手 @1,000(上限額)×日数			
項 目		渡航費	滞在費（海外）	旅費（国内）			雑役務費	その他諸費	
				交 通 費	宿 泊 費（室料）	旅行雑費			
一般業務		上記 JOC 事業に定める額を適用、特別に係る料金は対象外	上記 JOC 事業に定める額を適用、特別に係る料金は対象外	公共交通機関料金又は、自動車にあっては 15 円/1km。	上記 JOC 事業に定める額を適用、特別に係る料金は対象外	上記JOC事業に定める額を適用せずに実費を対象経費とする。			

※ コーチ：JOC 強化スタッフが原則であるが、本連盟が同スタッフと同等であると判断した場合、対象とする。

1) 平成 26 年 4 月 26 日改正、2) 平成 29 年 7 月 29 日改正、3) 令和 3 年 12 月 18 日改正 4) 令和 6 年 6 月 7 日改正

